

	座間市介護人材育成支援事業補助金（個人）	座間市介護人材育成・確保支援事業助成金（事業所）												
補助対象	個人で負担した場合	事業所で全額負担した場合												
対象試験・研修名	介護職員初任者研修	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員初任者研修 介護支援専門員実務研修 介護福祉士試験 												
補助金・助成金対象 ※予算の範囲内において 補助金等を交付	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員初任者研修を修了し、6カ月以内に市内の介護事業所等に新たに就労した後、就労期間が6カ月を経過し、申請時に引き続き就労している方 介護職員初任者研修修了時に既に介護事業所等に就労しており、その後、就労期間が6カ月を経過し、申請時に引き続き就労している方 補助金申請時に座間市内に住所を有する方 補助金申請時に市町村民税に滞納のない方 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で介護サービスを提供する事業所を運営する法人であって、法人が雇用している介護職員にかかる研修等の経費を全額負担した<u>もの</u> <p>※対象法人及び対象法人の役員等が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象外</p> <ol style="list-style-type: none"> 市税の滞納又は保険給付の返還があること 助成金の交付に係る計画の承認の申請を行った日前5年以内に介護サービスに関し不正又は著しい不当な行為をしたことがあること 座間市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していること 												
補助額 助成対象経費・助成額	<p>研修受講料及びテキスト代（税込）の合計額の2分の1以内（100円未満は切り捨て）3万円を上限とする</p> <p>※他の機関等から上記の研修受講料について助成を受けている場合は、助成を受けた額を差し引いた額とする</p>	<p>対象法人が助成の申請を行った年度内に負担したものとし、介護福祉士試験の受験手数料にあっては、当該試験に合格した場合に限る</p> <ol style="list-style-type: none"> 資格試験受験手数料 講座及び研修の受講料 教材費（研修を受講するに当たり必要なものに限る） その他市長が適当と認めるもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修等の項目</th> <th>助成率</th> <th>助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員初任者研修</td> <td>4分の3</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員実務研修</td> <td>4分の3</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士試験</td> <td>4分の3</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1円未満は、切り捨てとする</p> <p>※他の助成制度に係る補助金等の支給を受けている場合は、対象経費から他の補助制度による支給額を差し引いた額に4分の3を乗じて得た額（1円未満は切り捨て）とする</p>	研修等の項目	助成率	助成限度額	介護職員初任者研修	4分の3	45,000円	介護支援専門員実務研修	4分の3	33,000円	介護福祉士試験	4分の3	14,000円
研修等の項目	助成率	助成限度額												
介護職員初任者研修	4分の3	45,000円												
介護支援専門員実務研修	4分の3	33,000円												
介護福祉士試験	4分の3	14,000円												
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 座間市介護人材育成支援事業補助金交付申請書（第1号様式） 就労証明書（第2号様式）等介護事業所等の就労状況が確認できるもの 税情報確認に対する同意書（第3号様式） 介護職員初任者研修修了証明書の写し等研修を受講し、かつ、終了したことが確認できるもの 研修受講料の領収書及び他の機関等から当該研修の受講料について助成を受けているときは、当該助成の額が確認できるもの その他市長が必要と認めるもの（市から要求がある場合のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等交付申請書（第3号様式） 就労証明書（第1号様式）等介護事業所等の就労状況が確認できるもの 誓約書（第2号様式） 事業計画書（任意様式） ※対象者、対象となる研修、受講時期、費用等を記載 その他市長が必要と認めるもの（市から要求がある場合のみ） 												
申請期限	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象者としての要件に該当した日から、翌月の末日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員初任者研修及び介護福祉士試験にあっては研修の受講の終了日又は試験の合否が判明する日の属する年度に行われるもの 介護支援専門員実務研修にあっては研修の受講の開始日の属する年度に行われるもの 												

座間市介護人材育成のための補助金・助成金<対比表>

実績報告	-	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業等実績報告書（第10号様式） ・介護職員初任者研修並びに介護支援専門員実務研修にあっては、研修修了証明書の写し及びその他研修を受講し、修了したことが確認できるもの ・介護福祉士試験にあっては、合格通知書の写し ・就労証明書その他介護事業所等の就労状況が確認できるもの ・研修受講料等の領収書及び他の機関等から当該研修の受講料について補助金等を受けているときは、当該補助金の額が確認できるもの ・その他市長が必要と認める書類（市から要求がある場合のみ）
交付の条件	-	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の対象となる介護職員を研修等の修了証明書の交付を受けた日又は合格通知を受けた日から起算して<u>3年以上市内の勤務地において雇用すること</u>
継続就労確認	-	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事項に係る介護職員の研修等の修了証明書の交付を受けた日または合格通知書を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年度の3月31日までに当該介護職員に係る就労証明書を提出すること

※詳細は各要綱をご確認ください。